

津山市骨髄移植後等の予防接種再接種費用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、骨髄移植手術その他の理由により接種を受けた予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）に基づく定期の予防接種（以下「定期予防接種」という。）の予防効果が期待できないと医師に判断された者が、任意で再度の予防接種を受ける際の経済的負担の軽減を図るとともに、疾病の発生及び蔓延を予防するため、再度の予防接種に要する費用の一部又は全部に対し、予算の範囲内において、津山市骨髄移植後等の予防接種再接種費用助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、津山市補助金等交付規則（昭和42年津山市規則第13号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象予防接種)

第2条 助成金の交付を受けることができる予防接種（以下「助成対象予防接種」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該予防接種が法第2条第2項に規定するA類疾病に係る予防接種であること。
- (2) 当該予防接種に使用するワクチンが予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号。以下「実施規則」という。）に規定するワクチン（BCG, ロタリックス及びロタテックを除く。）であること。
- (3) 当該予防接種が予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の7の表の上欄に掲げる特定疾病に係る予防接種にあってはそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢に達するまで、それ以外の予防接種にあっては20歳に達するまでの間に接種を行うものであること。

(接種対象者)

第3条 助成対象予防接種の対象者（以下「接種対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 骨髄移植手術その他の理由により、接種を受けた定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されている者
 - (2) 助成対象予防接種の接種日において、市内に住所を有する20歳未満の者
 - (3) 接種を受けた定期予防接種の接種回数及び接種間隔が実施規則に定める当該定期予防接種の接種回数及び接種間隔の規定に違反していない者
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者は接種対象者とすることができます。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、接種対象者の保護者（法第2条第7項に規定する保護者をいう。）又は接種対象者本人とする。

(助成金額)

第5条 助成金の額は、助成金交付支給対象者が負担した助成対象予防接種に要した接種費用又は助成対象予防接種を受けた日の属する年度における予防接種委託料のいずれか低い額とする。

(申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、任意で再度の予防接種を受けた後、特骨髄移植後等の予防接種再接種費用助成金申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 予防接種を行った医療機関の領収書原本若しくはその写し（接種対象者が接種を受けた予防接種の種類が記載されたものに限る。）

(2) 医師による意見書（様式第2号）。

ただし、申請の前1年以内に、当該助成金の交付決定を受けている場合は、提出を免除する。

(3) 母子健康手帳、予防接種済証その他当該再接種に対応する既に受けた予防接種歴の接種歴を確認することができる書類

2 前項の規定による申請は、津山市補助金等交付規則第9条の規定による実績報告を兼ねるものとする。

(申請期間)

第7条 前条の規定による申請をすることができる期間は、再接種を受けた日から1年以内とする。

(助成金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査して助成金の交付の可否を決定し、当該審査の結果を骨髄移植後等の予防接種再接種費用助成金交付決定通知書（様式第3号）及び骨髄移植後等の予防接種再接種費用助成金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による交付決定の通知は、津山市補助金等交付規則第9条の2の規定による補助金等の額の確定の通知を兼ねるものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、当該取消に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他の不正の手段により交付決定を受けていたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、交付決定の内容に違反したとき。

(健康被害が生じた場合の取扱い)

第10条 本要綱による助成に係る再接種は、接種者の希望と医師の責任と判断によって行われる任意の予防接種であり、万が一健康被害が生じた場合は、市が責任を負うものではない。健康被害の救済手続は、接種者が独立行政法人医薬品医療機器総合機構に対して行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。